



当市マスコット 健康まるくん

# 国民健康保険にご加入の皆さんへ

申・問／保険年金課 ☎463-0283

## こんなときには国民健康保険の届け出を

### 国民健康保険に加入するとき

- ・転入したとき（他市町村の国民健康保険に加入していた場合）
  - ・職場の健康保険などをやめたとき
  - ・生活保護を受けなくなったとき
  - ・被扶養者の方が扶養を外れたとき
  - ・被用者保険を脱退したとき
- ※手続きは、14日以内に届け出てください。

## 国民健康保険をやめるとき

- ・他市町村へ転出したとき
  - ・職場の健康保険などへ加入したとき
  - ・死亡したとき
  - ・生活保護を受け始めたとき
  - ・後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳になって対象となる場合は届け出不要）
- ※手続きは、14日以内に届け出てください。

## 保険税の軽減措置が拡大されます

平成30年4月から別表①のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をされていることが条件となります。

## 国民健康保険高齢受給者証を郵送します

7月下旬に世帯主の方に郵送します。発効期日から使用することができますので、医療機関などにかかるときは、国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に提示してください。

有効期限の切れた高齢受給者証をお持ちの方は、保険年金課までお返しいただくか、お手数ですがご自分で廃棄してください。

※高齢受給者証は、70歳の誕生月の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から使用できます。新たに該当する方には随時郵送します。

## 高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ診療月に支払った医療費が限度額を超えた場合は、超えた分について通知をします。申請することで払い戻されます。また、「限度額（減額）適用認定証」の交付を受け医療機関に提示することで、窓口での支払いが限度額までになります。

今回、平成30年8月診察分から70歳以上の自己負担限度額が別表②のとおり変わります。

※70歳未満の方の自己負担限度額に、変更はありません。

※入院したときの食事代や差額ベッド代などの保険適用外は含みません。

## 非自発的失業者に対する保険税の軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職した方で、雇用保険の特定受給資格者または雇用保険の特定理由離職者として求職者給付を受ける方は、申請により軽減が受けられる場合があります。該当の方は、前年の給与所得を100分の30として保険税が算出されます（離職から最長で2年度間有効）。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方が対象です。

※詳細はお問い合わせください。

## 平成30年度における、保険税の一世帯あたりの最高限度額が変わります

改正前…合計77万円  
 内訳：医療保険分…51万円  
 後期高齢者支援金等分…14万円  
 介護保険分…12万円

改正後…合計89万円  
 内訳：医療保険分…54万円  
 後期高齢者支援金等分…19万円  
 介護保険分…16万円



### 別表① 軽減判定所得の基準額

	改正前基準額（平成29年度）	改正後基準額（平成30年度）
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数	33万円+27万5千円×被保険者数
2割軽減	33万円+49万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数

# 後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

申・問／保険年金課 ☎463-1928

## 保険料の軽減率が変わります

保険料の軽減率については、平成29年度から段階的に一定の所得以下の方の所得割額の縮小・廃止がされ、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置は縮小されました。

保険料につきましては、所得の少ない方は、世帯の所得に応じて均等割額の9割、8.5割、5割、2割が軽減されます。また、平成30年度から、被用者保険の被扶養者であった方は所得割額がかからず、均等割額の5割が軽減されます。なお、平成31年度以降は加入後2年を経過する月までは5割が軽減されますが、その後の軽減はなくなります。

## 基準収入額適用申請について

病院等の窓口で支払う自己負担の割合が3割と判定された方でも、前年の収入の合計額が、基準収入額未満の方は1割負担に変更できる場合があります。該当された方には、基準収入額適用申請書を郵送しますので申請してください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、平成30年度も所得区分が低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方には、新しい認定証を7月中旬に郵送します。

また、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方には、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付しています。入院や高額な外来診療の際に、この認定証を提示すると、支払額が自己負担限度額までとなります。

## 保険料の軽減措置が拡大されます

平成30年4月から別表①のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をされていることが条件となります。

## 新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

被保険者証の有効期限が到来するため、新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。記載内容に間違いがないか確認のうえ、8月1日(休)以降にご使用ください。有効期限の切れた被保険者証をお持ちの方は、保険年金課までお返しいただくか、お手数ですがご自分で廃棄してください。

## 高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。初めて該当したときに、申請書をお送りします。今回、平成30年8月診察分から別表②のとおり自己負担限度額が変わります。

※詳しくは、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のてびき」「医療保険制度見直しのお知らせ」や納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧ください。

## 別表② 高額療養費制度の自己負担限度額等の変更 (70歳以上)

【現行】～平成30年7月診察分まで

区分	自己負担限度額 (世帯) <sup>※(1)</sup>	
	外来(個人)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当44,400円) <sup>※(2)</sup>
一般	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (多数該当44,400円) <sup>※(2)</sup>
住民税非課税 (低所得Ⅱ)	8,000円	24,600円
住民税非課税 (低所得Ⅰ)		15,000円

【改正後】平成30年8月診察分から

区分	自己負担限度額 (世帯) <sup>※(1)</sup>	
	外来(個人)	
現役並みⅢ 70～74歳…課税所得690万円以上 75歳～…年収1,160万円以上	252,600円	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当140,100円) <sup>※(2)</sup>
現役並みⅡ 70～74歳…課税所得380万円以上690万円未満 75歳～…年収770万円以上1,160万円未満	167,400円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当93,000円) <sup>※(2)</sup>
現役並みⅠ 70～74歳…課税所得145万円以上380万円未満 75歳～…年収370万円以上770万円未満	80,100円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当44,400円) <sup>※(2)</sup>
一般	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (多数該当44,400円) <sup>※(2)</sup>
住民税非課税 (低所得Ⅱ)	8,000円	24,600円
住民税非課税 (低所得Ⅰ)		15,000円

※(1) 同じ世帯で同じ被保険者に属する者

※(2) 過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の自己負担限度額

◎各月ごと(1日から末日まで)の受診について計算します。